

令和2年1月8日

会員各位

「家畜伝染病予防法における伝染性疾患の名称変更に関する提言」について

昨年末に会員の皆様にメールでお知らせいたしましたが、2019年12月20日に農林水産省消費・安全局に標記の提言書を提出いたしました。

## 1 経緯

当学会では、学術図書あるいは各種試験に使用する用語を適切なものに統一するため、2010年より「疾患名用語集」の編集を開始し、順次改定を重ね、現在第六次改訂版を本学会ホームページ (<https://ttjsvs.org/>) に掲載しているところです。

家畜伝染病予防法に掲げられている伝染性疾患の名称の中には不適切、あるいは現状と合わなくなっているものがあると考えられることから、この度、標記の提言書を提出いたしました。本提言書は上記の第六次改訂版を基にしておりますが、農林水産省へ提出するに当たり、微生物分科会、家禽疾病学分科会等のご意見を伺い、最終的に2019-2020年度第4回理事会の承認を経て、まとめたものです。

なお、家畜伝染病予防法は法律であるため、家畜伝染病の名称を変更するには法改正が必要です。農林水産省では、当学会の意見を参考に、早急にその準備を進めたいとのことです。また、届出伝染病は省令で定められており、そちらの方も今後進めていく予定とのことです。

## 2 名称変更の考え方

- (1) ①疾患名の漢字の誤りが明らかである場合、②病原体名の呼称が変化している場合、③現在の一般的な疾患名称と明らかに乖離している場合、④国際機関（OIE など）が用いている疾患名称と明らかに乖離している場合には、変更するのが妥当である。
- (2) 疾患名に「病」、「症」、「感染症」が混在しており、これらを整理することが妥当である。ウイルス感染症に関しては、原則、「ウイルス名+感染症」を用いる。細菌、真菌および寄生虫による感染症については、原則、「病原体名+症」を用いる。なお、地名、人名、症候名の後に「病」をつけた伝統的な疾患名が存在し、それらが一般的である場合には変更不要と判断した。

## 3 提出した名称変更の案

家畜伝染病である伝染性疾患に関する変更案

届出伝染病である伝染性疾患に関する変更案

(公社) 日本獣医学会理事長

久和 茂